



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 FEBRUARY / 154号

★ 特許料等の軽減措置 ★

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置により、特許庁に対する一部手続の費用が軽減されることになりました。

1. 対象者

- a. 小規模の個人事業主(従業員 20 人以下(商業又はサービス業は 5 人以下))
 - b. 事業開始後 10 年未満の個人事業主
 - c. 小規模企業(法人)(従業員 20 人以下(商業又はサービス業は 5 人以下))
 - d. 設立後 10 年未満で資本金 3 億円以下の法人
- ※c 及び d については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

2. 対象となる案件

対象出願	手続	適用期間	軽減内容
国内出願の場合	審査請求料	平成 26 年 4 月から平成 30 年 3 月までの審査請求	審査請求料 1/3 に軽減
	特許料	平成 26 年 4 月から平成 30 年 3 月までに審査請求を行い、特許となった案件	特許料(第 1 年分から第 10 年分)1/3 に軽減
国際出願(日本語でされたものに限る)	調査手数料・送付手数料・予備審査手数料	平成 26 年 4 月から平成 30 年 3 月までの国際出願	調査手数料・送付料・予備審査手数料 1/3 に軽減

3. 申請手続

(1)申請方法

特許庁に出願審査請求書、特許料納付書、国際出願の願書、予備審査請求書を提出する際に、軽減申請書と証明書類を書面にて特許庁に提出して料金の軽減の申請を行います。

(2)提出書類

- 軽減申請書
- 証明書類

対象者の要件に応じて以下の証明書類を提出する必要があります。

要件	提出する証明書類
a. 小規模の個人事業主	・小規模企業者の要件に関する証明書
b. 事業開始後 10 年未満の個人事業主	・事業開始届(個人が新たに事業を始めたときに納税地を所轄する税務署長に提出する書類)の写し
c. 小規模企業(株式会社等)	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第 2 の写し又は株主名簿・出資者の名簿
d. 設立後 10 年未満で資本金 3 億円以下の法人(株式会社等)	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第 2 の写し又は株主名簿・出資者の名簿